

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令案 参照条文 目次

○	開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令（昭和四十二年建設省令第二十九号）	（抄）	1
○	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）	（抄）	9
○	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）	（抄）	11
○	道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）	（抄）	12
○	駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）	（抄）	13

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令案 参照条文

○ 開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令案（昭和四十二年建設省令第二十九号）（抄）

（占用料の額）

第三条 開発道路に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の規定により算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この条において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十四第四十八条の二十七の規定により協議が成立した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、開発道路に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

3 国土交通大臣は、開発道路に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

- 一 令第十一条の八に規定する応急仮設住宅
- 二 法第三十五条に規定する事業及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの
- 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- 五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場
- 六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適当であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの

4 開発道路に係る占用料で当該道路の指定の日の前日までに道路管理者である道又は市町村が徴収すべきものの額は、前三項の規定にかかわらず、当該指定の際現に当該道路管理者である道又は市町村が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

別表（第三条関係）

占用物件									占用料				
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	単位	所在地				
									第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
一、六〇〇	一、四〇〇	二、四〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	長さ一メートルにつき一年	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	
一、六〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	五九〇	九五〇	一、三〇〇	一四〇	長さ一メートルにつき一年	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	
一、六〇〇	六八〇	九二〇	四〇〇	六三〇	八七〇	四〇	長さ一メートルにつき一年	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	
一、六〇〇	五四〇	七三〇	三二〇	五〇〇	六九〇	三三二	長さ一メートルにつき一年	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	
一、六〇〇	四七〇	六三〇	二七〇	四四〇	六〇〇	二七	長さ一メートルにつき一年	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	

法第三十二 条第一項第 一号に掲げ る工作物										
地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・ 一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・ 一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・ 二メートル未満のもの
	一個につき一年	占用面積一平方メー トルにつき一年	一個につき一年		表示面積一平方メー トルにつき一年	占用面積一平方メー トルにつき一年				
八	一、四〇〇	八五〇	二、八〇〇	一、二〇〇	一九、〇〇〇	二、八〇〇	五九	八五	一三〇	一七〇
四	五八〇	三五〇	一、二〇〇	五〇〇	三、八〇〇	一、二〇〇	二五	三五	五三	七一
二	三九〇	二四〇	七九〇	三三〇	一、七〇〇	七九〇	一七	二四	三六	四七
二	三一〇	一九〇	六三〇	二七〇	九六〇	六三〇	一三	一九	二八	三八
二	二七〇	一六〇	五四〇	二三〇	六七〇	五四〇	一一	一六	二四	三三

法第三十二 条第一項第 五号に掲げ る施設						法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件																				
						地下街及 び地下室			その他 の もの			外径が〇・二メートル以上〇・ 三メートル未満のもの			外径が〇・三メートル以上〇・ 四メートル未満のもの											
上空に設ける通路			階数が三以上のもの			階数が二のもの			階数が一のもの			外径が〇・四メートル以上〇・ 七メートル未満のもの			外径が〇・七メートル以上一メ ートル未満のもの			外径が一メートル以上のもの								
占用面積一平方メー トルにつき一年						長さ一メートルにつ き一年																				
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			Aに〇・〇〇五を乗じて得た額			Aに〇・〇〇一を乗じて得た額			二、八〇〇			一、七〇〇			八五〇			五九〇			三四〇			二五〇		
一、二〇〇			一、九〇〇			一、二〇〇			七九〇			七二〇			三五〇			二五〇			一四〇			一一〇		
七九〇			八七〇			七九〇			四七〇			二四〇			一七〇			九五			七五			七一		
六三〇			四八〇			六三〇			三九〇			一九〇			一三〇			七六			五七			四九		
五四〇			三四〇			五四〇			三三〇			一六〇			一一〇			六五			四九			四九		

法第三十二 条第一項第 六号に掲げ る施設		祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		その他のもの		看板（ア ）チであ るものを 除く。）		標識		旗ざお		令第七条第 一号に掲げ る物件	
占用面積一平方メー トルにつき一日		占用面積一平方メー トルにつき一月		表示面積一平方メー トルにつき一年		表示面積一平方メー トルにつき一月		一本につき一年		一本につき一日		幕（令第 七条第四 号に掲げ る工事に 関するも のものを 除く。）	
一九〇		一九〇〇		一九、〇〇〇		一九、〇〇〇		二、三〇〇		一九〇		祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	
三八		三八〇		三、八〇〇		三八〇		九五〇		三八		祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	
一七		一七〇		一、七〇〇		一七〇		六三〇		一七		その他のもの	
一〇		九六		九六〇		九六		五〇〇		一〇		その他のもの	
七		六七		六七〇		六七		四四〇		七		その他のもの	

アーチ	車道を横断するもの	一基につき一月	一九、〇〇〇	三、八〇〇	一、七〇〇	九六〇	六七〇			
	その他のもの		九、七〇〇	一、九〇〇	八七〇	四八〇	三四〇			
令第七条第二号に掲げる工作物		占用面積一平方メートルにつき一年	二、八〇〇	一、二〇〇	七九〇	六三〇	五四〇			
令第七条第三号に掲げる施設			Aに〇・〇三四を乗じて得た額							
令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料		占用面積一平方メートルにつき一月	一、九〇〇	三八〇	一七〇	九六	六七			
令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設			二八〇	一二〇	七九	六三	五四			
令第七条第八号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	上空に設けるもの	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額			
								地下（トンネルの）	階数が一のもの	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額
								上の地下を除く。	階数が二のもの	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
								に設けるもの	階数が三以上のもの	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額

トンネルの上又は高速自動車国道	令第七条第十二号に掲げる器具	その他のもの	上空に設けるもの	令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの	令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	令第七条第九号に掲げる施設	その他のもの	建築物	その他のもの	るもの

占有面積一平方メートルにつき一年

Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇一	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額



令第七条第 十三号に掲 げる施設	道若しくは自動車専用道路（高 架のものに限る。）の路面下に 設けるもの	三を乗じて得 た額	一五を乗じ て得た額	一七を乗じ て得た額	一九を乗じ て得た額	二四を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二四を乗じて得た額				
その他のもの		Aに〇・〇三四を乗じて得た額				

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は同日におけるその区分によるものとする。
  - イ 第一級地 その区域内の土地の平均価格（当該区域内の土地の価格（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）の合計を当該区域内の土地の地積（これらの規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。）の合計で除したものをいう。以下同じ。）が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域をいう。
  - ロ 第二級地 その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。
  - ハ 第三級地 その区域内の土地の平均価格が人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。
  - ニ 第四級地 その区域内の土地の平均価格が人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定めるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。
  - ホ 第五級地 その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。
- 三 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 四 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ

。 ) のうち三条以下の電線 ( 当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。 ) を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

七 A は、近傍類似の土地 ( 第七条第八号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地 ) の時価を表すものとする。

八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

九 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

○ 道路法 ( 昭和二十七年法律第八十号 ) ( 抄 )

( 道路の占用の許可 )

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三 鉄道、軌道その他これらに類する施設

四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用 ( 道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用すること ) をいう。以下同じ。 ) の目的

- 二 道路の占用の期間
  - 三 道路の占用の場所
  - 四 工作物、物件又は施設の構造
  - 五 工事実施の方法
  - 六 工事の時期
  - 七 道路の復旧方法
- 3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占有者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
  - 4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
  - 5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

（国の行う道路の占用の特例）

第三十五条 国が行う事業のための道路の占有については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占有料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

（占有料の徴収）

第三十九条 道路管理者は、道路の占有につき占有料を徴収することができる。ただし、道路の占有が国が行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占有料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

（道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例）

第四十八条の二十七 道路協力団体が第四十八条の二十四各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による

承認又は許可があつたものとみなす。

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 太陽光発電設備及び風力発電設備
- 三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- 四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 五 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- 六 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたつて存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- 七 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- 八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第二号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十三号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 九 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- 十 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場
- イ 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路
- ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路（イに掲げる道路を除く。）

- 十一 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
- 十二 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第九号に掲げる施設に設けるものを除く。）
- 十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

（応急仮設住宅の占用の場所に関する基準）

第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物（以下「応急仮設住宅」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、応急仮設住宅を地上に設ける場合においては、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

- 一 法（のり）面
  - 二 側溝上の部分
  - 三 路端に近接する部分（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）
- 2 第十条第一号（ロ及びハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、応急仮設住宅について準用する。

○ 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）

（休憩所等の売上収入額に応じて算定する額）

第四条の五 令第十九条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる割合を占有面積一平方メートルにつき一年当たりの同項に規定する売上収入額に乗じて得た額とする。

- 一 近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地。以下この条において同じ。）が賃貸されている場合 当該近傍類似の土地の一年当たりの賃貸料から当該賃貸料に含まれている修繕費、管理事務費、公租公課その他必要な経費を控除して得た額の当該近傍類似の土地に存する施設において行われる営業により得られる一年当たりの売上収入額に対する割合

- 二 近傍類似の土地に存する施設が賃貸されている場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該施設の一年当たりの賃貸料から当該賃貸料に含まれている償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、空室等による損失を補填するための引当金、公租公課その他必要な経費を控除して得た額（次項において「純賃料」という。）のうち土地に係る部分として負担させることが適当な額の当該施設において行われる営業により得られる一年当たりの売上収入額に対する割合

2 前項第二号の土地に係る部分として負担させることが適当な額は、当該近傍類似の土地の時価及び当該施設の建設に要する費用の合算額に占

める当該近傍類似の土地の時価の割合を純賃料に乗じて得た額を基礎として算出するものとする。

○ 駐車場法（昭和三十二年法律第六号）（抄）

（助成措置）

第十七条 都市計画において定められた路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三条第一項又は都市公園法第七条第一項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

2 国は、都市計画において定められた路外駐車場を設置する地方公共団体その他の者に対し、その設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。